平成２１年（フ）第３０９号
函館市弥生町20番11号
債務者　今野　高廣
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３２０号
函館市昭和１丁目22番３号
債務者　岩本　　攝
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３１号
函館市西旭岡町２丁目50番地３
債務者　仲鉢さよ子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３２号
函館市高丘町31番３号
債務者　仲鉢　　悠
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部42番地１
債務者　佐藤　光伸
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４１号
北海道北斗市七重浜６丁目12番20号
債務者　松川　哲英
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４２号
北海道北斗市七重浜６丁目12番20号
債務者　松川　麻未
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１２６号
新潟県小千谷市城内１丁目３番７号　リバーサイドＳＵＺＵＫＩ103号
債務者　佐藤　ゆき
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
新潟県長岡市脇野町860番地２
債務者　高橋　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
新潟県南魚沼市六日町2204番地７
債務者　星野　春雄
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
新潟県南魚沼市六日町1843番地５
債務者　町田　大智
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
新潟県柏崎市米山台東4648番地２　市営米山台住宅２号棟236
債務者　下條　照美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
新潟県長岡市千場１丁目３番10号
債務者　巻口　邦子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１３１号
名古屋市北区川中町２番５号　ファミール富士203号
債務者　浦屋　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５３号
名古屋市北区水切町７丁目123番地
債務者　杉山　清一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５４号
名古屋市北区水切町７丁目123番地
債務者　杉山美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６０号
名古屋市名東区上社２丁目71番地　第１藤ビル306号
債務者　豊田　成史
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６１号
名古屋市名東区上社２丁目71番地　第１藤ビル306号
債務者　豊田　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部